

田んぼ屋 農業体験

『一口オーナークラブ』参加ご利用規約

平成29年 1月 1日 現在

1. 規約の同意

- 一口オーナークラブ設立の趣旨や活動の目的を十分ご理解の上、本規約に同意し、その運営と実践に積極的、かつ協動的に御協力いただける方に、「田んぼ屋」の農業体験にご参加いただけるものとします。

2. 名称

- この制度は、『田んぼ屋 農業体験 一口オーナークラブ』（以下 クラブ）です。

3. 所在地

- このクラブの事務局は、茨城県稲敷市稲波 187 （田んぼ屋） に置きます。

4. 趣旨

- 田んぼ屋が管理する一口オーナー専用ほ場^{じょう}（以下「ほ場」という）で行なうクラブは田んぼ屋と契約した方（以下「会員」という）が農業体験を楽しく体験することで、食と農の理解を進め水田環境の持つ多様な機能（オオヒシクイの越冬地）を理解することを目的としています。

5. 会員規定

- 第13期会員の有効期限は平成29年4月1日から平成30年3月末日までとします。
- 会員がほ場に入れる時間は日の出から日没までといたします。
- ほ場に入れるのは、登録された会員の方に限ります。（登録外のご家族・知り合いを連れて来る場合は、イベント参加申し込み時にご連絡願います。）
- イベント開催以外の日においでになる場合は事前に田んぼ屋へご連絡願います。

6. 農産物の帰属

- ほ場で作られた稲は収穫後、会員の物になります。ただし、生産途中は田んぼ屋の所有となりますのでご注意ください。
- 収穫した稲、お米を商業目的で転売する事はできません。

7. 栽培区画

- 共同管理作業 一口 100㎡、自己一貫作業 一口 1000㎡とします。
（広さは決まっていますが、区画には境界線は設けません。）
- 会員がイベントに出席できない場合は田んぼ屋が責任をもって管理いたします。

8. 栽培方法

- 有機栽培を行ないます。
- ほ場で栽培する稲の苗・肥料は田んぼ屋が用意した物に限らせていただきます。

9. 料金

- ・ **共同管理作業 (Aコース)** 一口 (100 m²) **30,300円**
オオヒシクイ保護の寄付 (稲敷市へ)・田んぼ屋の家 維持管理費 (積立て) を含む
- ・ **自己一貫作業 (Bコース)** 一口 (1000 m²) **306,800円**
オオヒシクイ保護の寄付 (稲敷市へ)・田んぼ屋の家 維持管理費 (積立て) を含む
- ・ 退会 (11.強制退会を含む) の場合、返金はお断りいたします。

10. 退会

- ・ 会員は、退会の手続きを行い、任意に退会することが出来ます。

11. 強制退会

- ・ 中傷・嫌がらせなどの他の利用者が嫌悪感、不快感を抱く行為、法令に違反する恐れのある行為、その他田んぼ屋が不適切と判断する行為を行なった場合、強制退会をさせていただく場合があります。

12. 事故防止

- ・ 鎌、草刈機などの危険器具を使うイベントの場合は保険に加入させていただきます。保険の加入は田んぼ屋が行ないます。そのためイベント参加申し込みは開催4日前までにお願いいたします。
- ・ お子様連れの方はお子様から目を離さないようにお願いいたします。

13. 施設・道具

- ・ 駐車場は無料です。
- ・ 施設「田んぼ屋の家」は会員はもちろん、会員以外の方もご利用いただけます。ご利用に当っては、破損・汚損などを与えないようお願いいたします。
- ・ 作業に必要な、鎌、タオル、田植え用長靴、軍手、飲料などは各自でご用意ください。

14. 個人情報

- ・ クラブに関連する団体・関連法人や業務の委託先など弊社と関係ある企業を除く第三者への個人情報の提示は、会員の同意がある場合を除き行いません。なお、クラブに関連する団体・関連法人や業務の委託先に提示する場合、適切な保護と管理のもとに行います。
- ・ 田んぼ屋は会員・会員以外の個人情報が漏洩、紛失、毀損せず、または不正利用されないよう、個人情報について適切な処置を講じます。
- ・ 田んぼ屋は会員に対して会員情報に含まれる電子メールアドレス宛・住所宛にアンケートを実施することができるものとします。また田んぼ屋が提供する商品またはサービスに関する広告等の情報を会員に対して配信することができるものとします。
- ・ 田んぼ屋が会員・会員以外 (田んぼ屋の従業員以外の全ての個人) から直接または間接に取得する個人情報に対して適用となります。
- ・ 田んぼ屋はイベント中の個人や団体が写った写真などをホームページ・広報・広告に載せることができるものとします。あらかじめご了承ください。

15. お米の保証

- ・ 不順な天候や異常気象などにより、会員のは場での収穫が10kgを下回った場合、その不足分を慣行栽培のお米で補います。
例) は場の収量が8kgなら、慣行栽培で2kgを補充し、計10kgのお米をお渡しします。
- ・ 水害では場水没した場合、有機栽培ではなく、慣行栽培扱いになってしまいます。
この場合は、慣行栽培米で10kgのお米を保証いたします。
- ・ は場が汚染され収穫したお米が、国、又はその他の機関により出荷停止になった場合、お米代はお返しいたします。

16. その他

- ・ お客様の迷惑、苦情があった場合、イベント参加を取りやめてもらう場合があります。
- ・ 手荷物は各自で管理していただきます。盗難・紛失については田んぼ屋では一切責任を負いかねます。
- ・ 会員が利用できる冷蔵庫・ロッカーはございません。
- ・ 会員が無断で田んぼ屋の施設、は場内に、看板・道具置き場、境界線、塀などの工作物を設置する事はできません。
- ・ 田んぼ屋管理以外の田んぼ、敷地にむやみに入らないようにしてください。
- ・ 個人で出したゴミは全て持ち帰りいたします。

17. 規約の変更

- ・ 本規約は会員へのサービス向上の為、予告なしに追加・変更される場合があります。
追加・変更が生じた場合、新しい規約を会員の方に文書でお知らせいたします。

■ 問い合わせ

田んぼ屋 農業体験 『一口オーナークラブ』 事務局

代表 平田^{たかよし}敬義

所在地 〒300-0503 茨城県稲敷市稲波 187

TEL・FAX 029-892-1425 携帯 090-2472-7474